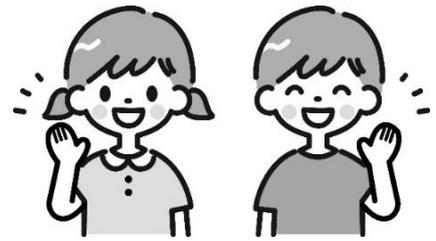


公益財団法人 よこはまユース

放課後キッズクラブ

利用登録のご案内

令和8年度版



I 放課後キッズクラブの制度等について

1. 放課後キッズクラブとは
2. 運営法人/公益財団法人よこはまユースについて
3. 放課後キッズクラブの開所日
4. 放課後キッズクラブの利用区分
5. わくわく【区分1】の概要
6. すくすく【区分2】の概要
7. 保険への加入
8. 放課後 e-場所システムの使用

II 活動について

1. 桜井小学校放課後キッズクラブの活動
2. プログラム
3. おやつ
4. 学校休業日等の昼食
5. 学習環境
6. キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）
7. 広報誌『キッズニュース』
8. 利用当日の流れ
9. キッズクラブの利用に当たってのお願い
10. 事故が起きた時の対応

III 放課後キッズクラブの各種手続き等について

1. 利用申込
2. 利用予定
3. 利用区分の変更
4. 利用料等の支払方法

IV 非常災害等の対応について

1. 警報発表時等の対応
2. 熱中症警戒アラート等発表時等の利用
3. 地震
4. Jアラートを通じた緊急情報への対応

V その他

1. 支援や配慮を必要とする児童の受入れについて
2. 保護者会
3. ご意見・ご要望等

参考資料／

- 放課後キッズクラブ よくあるご質問
- 保険に関する Q&A
- 令和8年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類等について

様式等／

- 【記載例】「就労（予定）証明書」
- 【記載例】就労（予定）証明書（記載例）、就労（予定）証明書遅延届（記載例）
- 自営業従事者等申告書
- 病気・障害等申告書
- 求職活動申告書
- 放課後キッズクラブ利用料減免申請書
- 放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書
- キッズかけはしシート（記載例）

問い合わせ先（裏表紙）

I 放課後キッズクラブの制度等について

I-1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の安全・安心な居場所を提供する事業です。

- ① 全てのこどもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること
- ② 留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供すること

を目的に実施しています。(P2)

平成16年度に開始され、令和2年度には横浜市立の全ての小学校に設置されています。

桜井小学校放課後キッズクラブは、栄区が選定した法人(公益財団法人よこはまユース)が運営を行っています。

I-2 運営法人 公益財団法人よこはまユース について

桜井小学校放課後キッズクラブを運営する公益財団法人よこはまユースは、青少年が周りの人から見守られ、人とのつながりの中で成長できる社会を目指して、青少年活動の推進、青少年に関わる人の育成、青少年が社会との関わりを意識しながら、さまざまな体験ができる機会や場づくりに、市民の皆さんとともに取り組んでいます。

横浜市内で青少年施設の管理運営や青少年の居場所事業、寄り添い型生活支援事業などのほか、横浜市が放課後キッズクラブ事業を開始すると同時に放課後キッズクラブの運営を受託し、現在16区26か所の放課後キッズクラブの運営を担っています。

I-3 放課後キッズクラブの開所日

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除き、原則として開所します。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合^(※1)や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります(閉所または開所時間を短縮する場合の連絡は放課後e-場所システム(P7)で行います)。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります(P2)。

<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

	警報発表時(P21、22)	熱中症警戒アラート等発表時(P22、23)	学級閉鎖等
わくわく【区分1】	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童 ^(※2) は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。
すくすく【区分2A・B】 (わくわく【区分1】のスポット利用(P3)含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、学校都合等により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

I-4 放課後キッズクラブの利用区分

利用に当たっては、まず、利用区分を選択いただきます。利用区分は、遊びの場の利用を目的とした「わくわく【区分1】」と、遊びの場に加えて留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分2】」があります。

また、「すくすく【区分2】」には、午後5時まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分2A】」と午後7時まで利用の「すくすく・ほしぞら【区分2B】」があり、登録に当たっては、それぞれ月額の利用登録料（以下「利用料」という）をご負担いただきます。

【利用区分ごとの概要】

利用区分	わくわく 【区分1】 ^{※1}	すくすく【区分2】		
		ゆうやけ【区分2A】 ^{※2}	ほしぞら【区分2B】	
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場		
登録条件	・桜井小学校に通学している児童であること ・桜井小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。			
	—	<u>留守家庭児童等^{※3}であること</u>		
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	<u>利用できません</u>	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	土曜日 を除く 学校休 業日	<u>午前10時～12時または</u> <u>午後2時～4時^{※4}</u>	午前8時～ <u>午後5時まで</u>	午前8時～ <u>午後7時まで</u>
お迎え	<u>キッズクラブで定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。(P13)</u>			
利用料	無料	<u>月額2,000円^{※5}</u> + おやつ代 (7・8月は2,500円+おやつ代)	<u>月額5,000円^{※5}</u> + おやつ代 (7・8月は5,500円+おやつ代)	
		減免制度あり (P5)		
保険加入料	年額700円 (P5)			
定員	なし	あり		

※1 表の説明のほか、有料でスポット利用 (P3) ができます。

※2 表の説明のほか、有料で延長利用 (P4) ができます。

※3 保護者が就労及び健康上の理由等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

※4 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前のみ利用となり、午後は利用できません。

※5 実際の利用頻度にかかわらずご負担いただきます (利用回数に応じた日割り等はありません)。

I-5 わくわく【区分1】の概要

(1) わくわく【区分1】について

全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供することで、異年齢間の遊びや交流を通じて、創造性・自主性・社会性などを養うことを目的としています。

子どもたちが安全・安心に「遊び」の時間を過ごすことができるよう、スタッフが支援します。

(2) 利用時間

平日	放課後～午後4時
土曜日	利用できません ^(※1)
学校休業日	午前10時～12時または午後2時～4時 ^(※2)

※1 スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は利用できます。

※2 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前みの利用となり、午後は利用できません。

(3) スポット利用

スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、午後7時まで受入れる制度です（土曜日・学校休業日も午後7時まで利用できます）。スポット利用には、原則あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代（実費）がかかります。

(4) 利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。また、プログラム（P11）に参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

<注意事項>

わくわく【区分1】の利用時間は午後4時までのため、退室時間が4時1分以降になると、自動的にスポット利用料（800円/回）とおやつ代（実費）をご負担いただきますので、あらかじめご承知おきください。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P21、22）や熱中症警戒アラート等発表時（P22、23）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な「遊び場」の確保が困難な状況においては、わくわく【区分1】の利用を原則は休止としています。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、放課後 e-場所システム（P7）によりお知らせさせていただきます。

I-6 すくすく【区分2】の概要

(1) すくすく【区分2 A・B】について

保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童等を対象に「遊びの場」と「生活の場」を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

わくわく【区分1】と一体的に行う「遊びの場」の提供に加え、ご家庭とも連携しながら、放課後キッズクラブでの生活を通したお子さんの健全な成長や基本的な生活習慣^(※1)の習得等のための支援を、放課後児童支援員^(※2)等が行います。

※1 基本的な生活習慣の一例

- ・健康や衛生に関すること（手洗い、うがい等）
- ・こどもの日常生活に関すること（持ち物の管理、片付け、整理整頓、宿題等）
- ・放課後キッズクラブでの生活に関すること（集団生活を維持するための活動に分担・協力して取り組むこと等）

※2 放課後児童支援員

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上放課後キッズクラブ事業に従事し市長が適当と認められた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

(2) 利用時間

	すくすく・ゆうやけ【区分2 A】 ^(※)	すくすく・ほしぞら【区分2 B】
平日	放課後～ <u>午後5時</u>	放課後～ <u>午後7時</u>
土曜日	午前8時30分～ <u>午後5時</u>	午前8時30分～ <u>午後7時</u>
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～ <u>午後5時</u>	午前8時～ <u>午後7時</u>

※ 延長利用料（400円/回）を支払うことで、午後7時まで利用することができます。

(3) 延長利用

延長利用とは、すくすく・ゆうやけ【区分2 A】のお子さんを、保護者の一時的な用事等がある場合に、午後5時を超えて午後7時まで受入れる制度です。

延長利用には、原則、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり400円の延長利用料がかかります。

(4) 利用料

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

また、利用料とは別におやつ代（実費相当）や保険料がかかる（P5）ほか、プログラム（P11）に参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

	すくすく・ゆうやけ【区分2 A】	すくすく・ほしぞら【区分2 B】
利用料（月額）※	<u>2,000円</u> (7・8月は2,500円)	<u>5,000円</u> (7・8月は5,500円)
延長料（午後7時まで）	1回あたり400円	—
おやつ代	100円 / 回	

※ すくすく【区分2 A・B】の利用料は、その月の利用がなくてもご負担いただきます。

<注意事項>

すくすく【区分2 A】の利用時間は午後5時までのため、退室時間が5時1分以降になると、自動的に延長料（400円/回）をご負担いただきますので、あらかじめご承知おきください。

【利用料減免制度】

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

	説明
減免対象者 ※1・2	以下の①～③のいずれかに該当する方 ① 生活保護世帯の方 ② 市民税所得割非課税世帯の方 ③ 横浜市就学援助を受けている方
減免額	<u>上限2,500円/月</u>
減免対象費用	月額利用料 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2 A】の延長料（400円/回）及び保険加入料は減免の対象となりません

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等）、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

I-7 保険への加入

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆様に万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん1人につき年額700円）を負担していただきます。

この保険は桜井小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人公益財団法人よこはまユースが加入するものです。利用申込の際に、保険掛け金の領収書等の添付が必要になりますので、申込前までに保険掛け金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。また、「保険に関するQ&A」も、あわせてご一読ください。

【補償内容】「傷害保険」「賠償責任保険」2つの保証があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を保証する制度です。

- ① 傷害保険
児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、補償（「熱中症」及び「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
- ② 賠償責任保険
児童が他人に怪我をさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険の掛金

お子さん1人につき年額700円 ※振込手数料：152円はご負担ください。

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から30日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死亡	3,000万円
	後遺障害	90万～3,000万円
賠償 責任	対人・対物賠償合算	支払限度額1人 / 1事故 5億円

※傷害保険は、医療機関にかかる金額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人に怪我をさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負う事によって被った損害を補償します。

(4) 支払方法

放課後キッズクラブで配布しているCHUBB（チャブ）保険専用の『払込取扱票』に必要事項を記入し、掛金をお近くのゆうちょ銀行または郵便局のATMでお支払いください。

払込取扱票の通信欄に、お子さんの学年・氏名、保護者の氏名を必ずご記入ください。振込手数料は、保護者負担とさせていただきます。

(5) その他

- 利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- 事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、運営法人：公益財団法人よこはまユースまたは放課後キッズクラブまでご連絡ください。
- 市内で転校した場合、保険制度は各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している負担金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。詳しくは転入先のキッズクラブ/運営法人にご確認ください。

I-8 放課後 e-場所システムの使用

放課後キッズクラブの利用に当たり、入会申込を始めとした、各種手続の多くは横浜市が開発した「放課後 e-場所システム」(以下「システム」という。)で行います。お手数ですが、システムの利用登録をお願いします。

なお、システムでの新規利用登録に当たっては、横浜市の子育て応援アプリ「パマトコ」^(※)のアカウント登録が必要となります。登録・利用方法などの詳細はシステムのマニュアルをご確認ください。

※横浜市が子育て世帯のお悩みを解決するためのツールとして開発した、自治体ならではの情報・機能を集約した子育て応援アプリ・サイトです。

<システムの登録>

放課後キッズクラブの利用申込に際し、登録用の二次元コードが印刷された「入会・利用申込登録チラシ」をお渡ししますので、利用申込に必要な書類(P16 参照)をお手元に揃えたうえで、二次元コードを読み取り、利用登録を行ってください。

なお、システムの操作方法等については、横浜市のホームページに掲載されているシステムのマニュアルをご確認ください(システムでの手続が難しい場合は、放課後キッズクラブまでご相談ください)。

【放課後 e-場所システム マニュアル掲載ページ】

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/houkago-e-basho.html>

二次元コード:



放課後 e-場所システムの主な機能

主な機能の一覧		
1	入会の利用申込・区分変更・退会	クラブの利用申込・区分の変更・退会の手続きができます。
2	書類の提出	申込等に必要な書類を提出できます。
3	児童の入退室時刻のお知らせ	お子さんの入室・退室の情報を、あらかじめご登録いただいたメールアドレスに通知します。
4	利用予定の登録・変更・キャンセル	利用予定の登録・変更・キャンセル等ができます。
5	昼食提供の申込	春・夏・冬休みにお弁当を注文できます。
6	クラブ・横浜市からのお知らせ	保護者サイトでお知らせを確認できるほか、クラブからのお知らせをメールで通知を受け取ることができます。

<放課後 e-場所システムの動作環境(2025年11月現在)>

放課後 e-場所システムはブラウザ上で動作するクラウドサービスです。

インターネットにつながる環境であれば、スマートフォン・パソコン・タブレットで利用ができます。

推奨ブラウザ	Version
Google Chrome	最新のバージョンをお使いください
Firefox	最新のバージョンをお使いください
Microsoft Edge	最新のバージョンをお使いください

II 活動について

II-1 桜井小学校放課後キッズクラブの活動

(1) 活動に当たり大切にしていること

桜井小学校放課後キッズクラブでは同学年だけではなく異学年との交流を大切にして、安全に安心して自由に過ごす場所をつくり、様々な遊びやプログラムを提供して、放課後の時間を楽しく過ごせることもたちの居場所をめざしています。

(2) 学校・保護者・地域との連携や繋がり

桜井小学校放課後キッズクラブでは、お子さんが安全・安心に過ごせるよう、学校・保護者・地域等と連携を取りながら運営を行っています。

	概要
学校	<p>学校との日々のコミュニケーションと相互の情報交換・共有を大切にしています 平日の開設前や必要な時には職員室へ常勤職員が伺い、活動場所や時間などの連絡や確認を行っております。また、キッズクラブの活動やプログラムが学校の活動の妨げにならないように配慮をしています。</p> <p>学校での出来事や児童の様子を先生から引き継ぎ、こどもたちの支援が途切れることなく行えるように心がけています。また、キッズクラブでの児童の様子も学校へ伝えることで、教室とは違う姿を知っていただき、より深く児童を理解し、健やかな育ちにつながるようにしています。</p>
保護者	<p>保護者への報告の必要が生じたときは、早急に、的確にお伝えすることを心がけております。児童のケガや発熱など緊急連絡はすぐに行い、時間に余裕がある場合には事実確認を丁寧に行うなどの対応をしています。</p> <p>日々のお迎え時にキッズクラブでの様子をお伝えするなど、気軽に安心していただけるような関係づくりを務めています。また、毎月発行する「キッズニュース」で活動の様子を発信する他、定期的に保護者会を開催し、保護者とキッズクラブとの意見交換を行うなど、キッズクラブへのご理解を深めていただく機会を設けています。</p>
地域	<p>学校運営協議会、地域防災会議、PTA 主催の研修会など、地域の方が集まるイベントや会議に参加して交流を図るとともに、地域の方々が見守っていただいている事などの日頃の感謝を伝え、キッズクラブへのさらなるご支援をお願いしております。</p>

(3) 一日の活動スケジュール例

〈平日（学校のある日）〉

	わくわく【区分1】	すくすく【区分2A】	すくすく【区分2B】
8時	学校で授業		
9時			
10時			
11時			
12時			
13時	受付 ・ 自由遊び等 (外遊び、工作、ボードゲームなど)		
14時			
15時	おやつ		
16時			
17時	閉所 (スポット利用時の活動はすくすく【区分2】と同様)	宿題	
18時		閉所 (延長利用時の活動はすくすく【区分2B】と同様)	静かな遊び等
19時	閉所		

- 自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。
- 16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。
- キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必須となります。

〈学校休業日（土曜日除く）〉

	わくわく【区分1】	すくすく【区分2A】	すくすく【区分2B】
8時	閉所		
9時	閉所 (スポット利用の活動はすくすく【区分2】と同様)	受付 ・自主学习 (宿題など)	
10時	受付・自由遊び等① (外遊び、工作、ボードゲームなど)	自由遊び等 (外遊び、工作、ボードゲームなど)	
11時			
12時	閉所 (スポット利用の活動はすくすく【区分2】と同様)	昼食(クラブ内)	
13時		静かな遊び	
14時	受付・自由遊び等② (外遊び、工作、ボードゲームなど)	自由遊び等 (外遊び、工作、ボードゲームなど)	
15時			
16時	閉所 (スポット利用の活動はすくすく【区分2】と同様)	おやつ	
17時		宿題・読書等	
18時		閉所 (延長利用時の活動はすくすく【区分2】と同様)	静かな遊び等
19時	閉所		

- 土曜日は8時30分からの開所です。
- 利用方法は、学校がある日と同じです。
- わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後のどちらかの時間帯に参加します(両方は参加できません)。
 - 夏季休業日のみ午前1回
- わくわく【区分1】のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。
- すくすく【区分2】では、一日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動しています。

II-2 プログラム

放課後キッズクラブでは、こどもたち一人ひとりが充実した時間を過ごせるように体験・創作活動等を提供し、社会性・自主性・創造性を育むために、プログラムを実施しています。

プログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」などがあります。

(1) 桜井小学校放課後キッズクラブでのプログラム

桜井小学校放課後キッズクラブでは、こどもたちの要望も取り入れながら、下記のようなプログラムを行っております。

【実施しているプログラム例】

定期的実施しているプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・書道教室（月1回・土曜日） ・ヒップホップ（月1回・土曜日） ・フラダンス教室（月1回・土曜日）
随時実施しているプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・くるくるてるてるぼうず工作（6月） ・プラバン工作、アイロンビーズ工作（7月） ・スライム作り、ミニ音楽会、ビンゴ大会 ・ハロウィン工作（10月） ・リリアンマフラー作り、クリスマス工作、松かさミニツリー作り（11月） ・フットサル教室、ゆらゆらサンタクロース工作（12月） ・飾り馬工作
屋外活動やお出かけプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨット体験乗船会（6月） <p>磯子区にあります一般社団法人 横浜ヨット協会にて、ヨットについての学習や体験乗船を行いました。</p>

※今後実施するプログラムは変更になる場合があります。



(2) プログラムの申込等

毎月発行しているキッズニュースで、プログラムの実施日や内容、申込方法を掲載いたします。詳しい内容は、今後キッズニュース（P14）等でお知らせします。

<注意事項>

- ・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合がありますため、希望のプログラムに参加できない場合があります。
- ・プログラムの参加は任意となります。申込に当たっては、お子さんの希望も聞いたうえで、申し込むかどうかを決めてください。
- ・わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。終了時間が最終下校時刻（P13）を過ぎる場合など、保護者のお迎えが必要になる場合がありますため、下校時刻についてお子さんとも確認しておくようにしてください。

II-3 おやつ

すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

【重要なお願い】 学校生活管理指導表（写し）の提出について

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申込時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写し）をあわせて添付してください。

なお、「学校生活管理指導表」の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

【おやつの提供状況】

料金：100円/食

食べる場所：キッズルーム

おやつの内容：市販のお菓子3品程度（個包装）

II-4 学校休業日等の昼食

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

【横浜市による取組】

放課後キッズクラブでは、令和6年度から長期休業期間中の昼食提供を実施しています。

お弁当を注文すると、クラブに直接配送されるため、お弁当を持参することなく、クラブで昼食を取ることができます。

なお、令和8年度の実施内容については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】 令和7年度の昼食提供の概要

期間：夏休み・冬休み・春休み（お盆休み期間（令和7年8月11日～8月15日）は除く）

料金：400円/食

対象：すくすく【区分2A・B】登録及びわくわく【区分1】登録のスポット利用で希望する方

II-5 学習環境

桜井小学校では、学習用タブレット端末（以下「端末」という。）の持ち帰りを実施しており、ご家庭でも学習を行っているところです。

キッズクラブにおける利用にあたっては、学校の持ち帰りルールをもとに、クラブでの端末の利用ルールを定めています。詳細については、別紙「桜井小学校放課後キッズクラブでの学習用タブレット端末の利用にあたって（お願い）」をご確認ください。

また、クラブ内で端末の故障・破損があった場合、原則として、クラブでは故障・破損時の状況等を確認し、保護者にお伝えしますので、保護者から学校にご連絡ください。

なお、利用に際して端末に破損・紛失等があった場合、原則、キッズクラブは一切責任を負いません。そのため、十分注意するようお子さまとお話しあつたうえで、ご利用ください。

II-6 キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）

キッズクラブからの帰り方は、お子さんだけで帰る場合と、保護者等によるお迎えの2種類があります。

なお、お子さんだけで帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し、一斉下校を行っています。

システムで利用予定を登録する際（P19）に、帰宅時間とお迎えの有無を入力してください。

また、学校とも連携のうえ、一斉下校には最終時刻（以下「最終下校時刻」という。）を設定しています。お子さんの安全のために、「最終下校時刻」以降はお子さんだけの帰宅はできませんので、必ず保護者等によるお迎えが必要となります。

<キッズクラブからの帰り方>

	～最終下校時刻	最終下校時刻後
帰り方	一斉下校 保護者等によるお迎え	保護者等によるお迎え (お子さんだけの帰宅はできません)

(1) 一斉下校

一斉下校で帰宅する場合は、保護者等のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅することができます。一斉下校時刻は30分毎に設定していますので、お子さんだけで帰る場合には、「一斉下校時刻」の時間を、システムで利用予定に登録してください。

なお、最終下校時刻は季節によって異なるため、ご注意ください。

<一斉下校時刻と最終下校時刻>

	一斉下校時刻				最終下校時刻
4～9月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	午後5時00分
10月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—	午後4時30分
11～2月	午後3時30分	午後4時00分	—	—	午後4時00分
3月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—	午後4時30分

【新1年生の一斉下校開始日について】

新1年生のお子さんの一斉下校開始は4月15日からです。それまでは、保護者等によるお迎えをお願いします。

(2) 保護者等によるお迎え

最終下校時刻後の帰宅となる場合、又は最終下校時刻前でも保護者等のお迎えを希望する場合は、お迎えでの帰宅となります。

ア お迎えができる方

保護者又は代理引き取り人のみ、お迎えができます。

代理引き取り人については、利用申込時に登録をお願いします。なお、代理引き取り人がお迎えをする場合は、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を提示していただきます。

イ 車による送迎

車でのお迎えはできません。近隣にお住まいの方への影響もありますのでご協力をお願いします。

Ⅱ-7 広報誌『キッズニュース』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月20日ごろに発行し、お子さんを通じてご家庭に配付するほか、システムからも配信をします。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズニュース』を配付することもあります。

(2) 『キッズニュース』の内容

ア 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

例：プログラム（内容や参加料、申込締切日、申込方法等）、保護者会や防災・避難訓練の日程等

イ 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

< 『キッズニュース』等への写真掲載 >

『キッズニュース』では、こどもたちの活動の様子を写真入りで掲載することがあります。また、『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。が個人を特定できないような配慮をいたします。

また、『キッズニュース』以外にも写真を使用しての活動の紹介を随時行います。写真掲載を希望されない場合は、システムで利用申込をする際に、写真掲載の同意欄で「同意しない」を選択してください。

ウ お知らせとお願い

その他、放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

II-8 利用当日の流れ

(1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

ア 各学級での帰りの会が終わったら、上履きを脱ぎ、外履きを持ってキッズルームまで行きます。キッズルームは1階、図書室の左側を進んで、一番奥の部屋です。

※ 学校休業日等については、体育館入り口の向かい側にあるキッズルームのインターホンを押してください。スタッフが対応いたしますので、「学年・組・お子さんの名前」をお伝えください。

イ 上履きを脱いで、上履き入れに入れたら、キッズルームでは、キッズクラブのスタッフに従って受け付けをします。受付で、お子さん専用の二次元コード^(※)を読み取ります。

二次元コードを読み取ると、入退室システムで登録したメールアドレスに入室のお知らせが届きます。

※ 二次元コードは、放課後キッズクラブで管理しています。

ウ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※ 教室に忘れ物をしてしまっても、一度キッズクラブに来たら教室には戻れません。

平日	学校休業日
<ul style="list-style-type: none">・水筒・学習道具 <p>※季節によって帽子やタオル等、必要な持ち物がある場合は、キッズニュースでお伝えいたします。ご確認をお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none">・水筒・学習道具・お弁当（お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします） <p>※季節によって帽子やタオル等、必要な持ち物がある場合は、キッズニュースでお伝えいたします。ご確認をお願いいたします。</p>

<注意事項>

学校に持って来てはいけなないもの（ゲーム機、玩具等）は、キッズクラブにも持ってくることはできません。

(3) 帰り方

ア 最終下校時刻まで（一人帰り）

一斉下校時刻が近づいたら、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。

キッズクラブを退室する際に、お子さん専用の二次元コードを読み取り^(※)、一斉下校します。

※ 二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

イ 最終下校時刻後（保護者によるお迎え）

お迎え時に、保護者の方からキッズルームのインターホンを押してください。「学年・組・お子さんのお名前」をお伝えいただき、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。保護者の方が、キッズルームまでお越しになりましたら、お子さんを引渡し、お子さん専用の二次元コードを読み取ります。^(※)

※ 二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

II-9 キッズクラブの利用に当たってのお願い

キッズクラブは多くのお子さん・保護者の方がご利用されます。

皆様が安心してキッズクラブを利用いただけるよう、また、スタッフが安心して働くことができるよう、利用に当たっては、以下のルールへのご協力をお願いします。

これらのルールを守っていただけない状況が継続する場合その他キッズクラブの安定した運営に重大な支障をきたす行為があった場合は、キッズクラブの利用をお断りさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

クラブの安定した運営に向けて、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。お子さんが開所時間以降に放課後キッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。

また、放課後キッズクラブの開所時間は午後7時までのため、必ず午後7時までにお迎えに来るようにしてください。

(2) 登下校についての注意

キッズクラブの利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時の帰りや、学校休業日の行き等での事件・事故等についてキッズクラブや横浜市は責任を負いませんので安全を十分に確認した上でクラブをご利用ください。

キッズクラブに参加してから習い事等に行くことや、最終下校時刻までは習い事に行ってから再びキッズクラブに戻ってくることも可能ですが、登下校と同様に保護者の責任の下で行われますのでご注意ください。

II-10 事故が起きた時の対応

軽度のけがの場合	重度のけがの場合
① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。	① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。
② 保護者に連絡 ^(※1) を取り、対応を相談します。 (キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける ^(※2) 等)	② 保護者へ連絡 ^(※1) をします。
	③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。
	④ 保護者に状況を報告します。
	⑤ 区役所子ども家庭支援課へ事故報告書を提出します。

※1 保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡がつか次第、経過を説明します

※2 首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いします。

【「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブサイト>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www&.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

Ⅲ 利用にあたっての各種手続き等について

Ⅲ-1 利用申込

(1) 利用申込

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。

【年度当初から利用】

4月から利用を希望する場合は以下の申込締切日までに、必要書類を揃えたうえで、システムで申込みをしてください。

利用区分	利用登録に必要なもの	申込締切（4月利用）	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	・保険料（700円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合） ・児童情報シート（キッズかけはしシート）※	令和8年3月21日	令和8年3月21日
すくすく 【区分2A・B】	・保険料（700円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合） ・児童情報シート（キッズかけはしシート）※ ・ <u>留守家庭児童等を証明する書類</u>	令和8年3月21日	令和8年3月21日

※児童情報シート（キッズかけはしシート）のご提出についてのお願い

児童情報シート（キッズかけはしシート）とは、放課後キッズクラブに新しく入会されるお子さんがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるように、お子さんについてキッズクラブが事前に把握するためのものになります。

保護者の方からいただいた情報は、お子さんが放課後キッズクラブで安全・安心に過ごすに当たっての大切な参考情報になります。

新1年生及び新しくキッズクラブに入会するお子さんの保護者の方は、お子さんの性格や家での様子などについてシートに記載のうえ、利用申込の際にあわせてご提出ください。

また、お子さんに必要な配慮事項や心配事がある場合は、「キッズかけはしシート」に記載してください。

提出は任意となりますが、未提出の場合、年度の途中等で提出をお願いすることがあります。

【年度途中から利用】

年度途中から利用する場合は、上記「利用登録に必要なもの」を揃え、利用希望月の前月 22 日までにお申し込みください。

<留守家庭児童等を証明する書類>

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	就労（予定）証明書（P31） ※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労（予定）証明書提出遅延届」（P32）を添付してください。就労（予定）証明書を取得したのちは、システムでの提出が必要です。
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書（P33）
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書（P34） ^{※1} ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書（P34） ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書（P35） ^{※2}
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の 復日に当たっている方	罹災証明書 ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災・消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります）。

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、速やかに就労（予定）証明書をシステムで提出してください。

(2) 利用料減免

利用料の減免を希望される場合は、別紙「利用料減免の手続について」、を確認のうえ、キッズクラブまで必要書類をご提出ください。

(3) 利用の決定

原則、放課後キッズクラブが利用申込の内容を確認し、利用が決定されると、システムで登録いただいたメールアドレスに通知が届きます。

また、新たに放課後キッズクラブを利用される場合は、利用開始前に保護者の方・お子さんとの面談を実施させていただく場合があります。面談の日程については、利用の決定後に改めてお知らせします。

なお、ご提出いただいた利用申込の入力内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、放課後キッズクラブの利用そのものや、すくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブまたは運営法人：公益財団法人よこはまユースから事前にご連絡させていただきます。

(4) 新1年生の利用開始日

新1年生の利用開始日は、利用区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は4月15日からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すくすく【区分2】	4月1日から利用することができます。

<新1年生の利用に当たっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月14日までの間に利用する場合は、保護者等による送迎が必要となります。

Ⅲ-2 利用予定

(1) 利用予定の登録

キッズクラブの利用予定は原則前月の23日までにシステムで登録してください。利用予定にない急な参加はできかねますのでご承知おきください。

なお、登録した月の利用予定に変更が生じた場合の変更はできるだけ前日までに変更をお願いいたします。

おやつの変更は、前日までにお願いいたします。

	登録・変更等期限
当初の登録	前月23日までにシステムに登録
当初の登録締切日後の変更	平日は利用予定日の当日12:00 土曜日・長期休業日は当日7:00
おやつの変更	前日

(2) プログラムの申込

毎月発行しているキッズニュースで、日時や内容、申込方法をお知らせいたします。ご確認をお願いいたします。

Ⅲ-3 利用区分の変更

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、システムで翌月以降の利用区分の変更申請をしてください（月途中での利用区分の変更は原則できません）。

また、利用区分変更申請は、原則変更希望月の前月23日までに行ってください。

ただし、夏休み（7・8月）については、定員の状況により新たな活動場所の確保が必要になる場合もあるため、原則6月23日までに行ってください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく【区分2A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」(P18)の添付が必要となります。

- ・一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2 A・B】に登録していた方が、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2 A・B】に再度変更する際は、就労証明書の証明内容に変更がない場合、同一年度内の区分変更に伴う就労（予定）証明書の再提出を省略できます。ただし、就労状況が変更となっている場合や、年度替わりの際の継続利用申込の際は、改めて就労（予定）証明書の提出が必要となります。
- ・すくすく【区分2 A・B】間の変更（【区分2 A】⇔【区分2 B】）は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証する書類」の添付は不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、システムで、改めて留守家庭児童等を証明する書類の添付が必要となります。

Ⅲ-4 利用料等の支払方法

	手法	引き落とし日	注意事項
すくすく【区分2】の利用料・おやつ代（1回100円）・延長料（1回400円）	口座振替 ※	利用月の翌月27日	月額利用料と利用回数分のおやつ代、延長料を引き落とします。 明細は、システムでご確認ください。 引き落とし手数料88円をご負担いただきます。
わくわく【区分1】のスポット料金（1回800円）・おやつ代（1回100円）	現金	-	利用日のお迎え時に、お支払いください。
プログラムの材料費等（実費）	現金	-	金額、支払い方法等は、キッズニュース等でお知らせします

※口座振替のため、システムへの登録が完了してから、キッズクラブに金融機関のキャッシュカードをご持参いただき、口座情報の登録をしていただきます。詳しい方法は、別途お知らせします。

※引き落とし前営業日までに、預金残高の確認をお願いいたします。

※引き落とし日が土・日・祝日となる場合は、翌営業日が引き落とし日になります。

IV 非常災害時等の対応について

IV-1 警報発表時等の対応

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</p> <p>なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</p> <p>※特別警報発表時は、閉所となります。</p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</p> <p>スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</p> <p>※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</p>
	放課後	<p>クラブの開所時間中に横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</p> <p>なお、利用する場合は、必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</p> <p>※「特別警報」発表時は閉所となります。</p>

- ※ 交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。
 - ※ 利用児童全員が帰宅し、以後の利用予定がないことを確認できた場合は、その時点で閉所することがあります。
- 閉所の際は、保護者の皆さまに一斉配信メールでお知らせします。
- また、閉所後から19時までの連絡方法については一斉配信メールでご案内します。

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になります。
システムで開所される時間を連絡しますので、指定の時間以降のご利用をお願いします。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合

原則として、すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

IV-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用

【わくわく（区分1）】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、わくわく【区分1】の利用を原則休止します。

また、「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後2時に発表された場合も同様の対応とします。

近年の放課後キッズクラブの登録児童数の増加等により、室内の活動場所の確保に苦慮しており、事業の位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分1】は児童の安全な活動のために利用を原則休止します。

ご理解とご協力をお願いいたします。

【すすく（区分2A・B）】

すすく【区分2A・B】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。

ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

アラートの種類	概要
熱中症警戒アラート	<ul style="list-style-type: none">発表は1日2回、前日の午後5時と、当日の午前5時暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表わくわく【区分1】は原則利用休止
熱中症特別警戒アラート	<ul style="list-style-type: none">発表は1日1回、前日の午後2時気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35以上」）に発表されます。わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。

【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「[熱中症警戒アラート等 メール配信サービス](https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html)」にご登録いただけます。
環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

サービス	URL	二次元コード	配信時刻等
横浜市防災情報Eメール	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html		前日午後5時頃及び当日午前5時頃
環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス	https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php		前日午後5時頃及び当日午前7時頃
環境省公式 LINE アカウントによる情報配信	https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php		前日午後6時頃及び当日午前7時頃

※熱中症特別警戒アラートは、午後2時ごろに配信されます。

IV-3 地震

時間帯別の基本行動（例：震度5強以上の地震の場合）

放課後キッズクラブの対応		
学校がある日	登校前	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	登校時	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	授業中	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	放課後	教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。

放課後キッズクラブの対応	
(キッズクラブ開所日) 学校がない日	(1) 開所前の地震発生 開所しません。 (2) 開所後の地震発生 児童の安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。 教職員が参集してきたら、状況を報告し、指示に従います。
習日	学校の対応に準じます。

IV-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。
なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

V その他

V-1 支援や配慮を必要とする児童の受入れについて

(1) 障害のある児童や配慮が必要な児童について

お子さんの特性に応じた支援や配慮については、保護者の方と相談しながら、可能な限りクラブの体制や環境の調整を行います。

障害や医療的配慮、発達の遅れ等、お子さんについて気がかりな点やご心配がある場合や、医師の診断・助言がある場合等は、「利用申込書」及び「キッズかけはしシート」にその旨の記載をお願いします。

【利用申込前の事前見学】

キッズクラブの申込に当たっては、事前にキッズクラブを見学いただくことを推奨しています。

お子さんが安全・安心に過ごせるかどうかを確認していただくために、お子さんを連れての見学をお願いします。

なお、見学をご希望の際は、クラブへ事前にご相談ください。

【利用決定後の面談】

利用決定後、原則、利用開始する前に、保護者の方・お子さんとスタッフとの面談を実施させていただきます。

「キッズかけはしシート」等に記載いただいた内容等を踏まえた支援や配慮を検討するために、ご協力をお願いします。

(2) 医療的ケアが必要な児童のご利用について

医療的ケアが必要な児童につきましては、事前にクラブでの受け入れ準備が必要となる場合があります。

ご利用をご検討いただいている段階でも構いませんので、放課後キッズクラブへのお早めのご相談をお願いいたします。

(3) その他支援事業のご紹介

18歳までの子育てに関する相談窓口が各区役所子ども家庭支援課にあります。相談窓口では、保健師・助産師や社会福祉職などが相談者と一緒に考え、必要に応じて専門機関などを紹介していますので、お住まいの区の「子ども家庭相談」に直接ご相談ください。

また、児童の発達を支援するための療育の提供を目的とした障害児通所支援事業（放課後等デイサービスなど）の制度もございます。利用に関する相談はお住まいの区の区役所子ども家庭支援課へご連絡ください。

下記二次元コードから、お住まいの区の子ども家庭支援課のそれぞれの連絡先がお調べいただけます。

【子ども家庭相談ホームページ】

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shido/sodan/kodomokateisoudan.html>

二次元コード：



【障害児通所事業ご利用の手引き】

URL:[https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0262_20250820.pdf)

[kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0262_20250820.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0262_20250820.pdf)

二次元コード：



V-2 保護者会

放課後キッズクラブでは、主に保護者に意見を聞く場として、半期に一回以上保護者会を開催します。

保護者会は、保護者との関わりを目的とするため、保護者を集めて意見交換する場（オンライン含む）の他、保護者参画の親子プログラムや、利用者へのアンケートの実施も含まれます。

保護者の皆さまのご意見をいただく大切な場であるため積極的にかかわっていただくよう、お願い申し上げます。

保護者会の開催に当たっては、キッズニュース等で事前にお知らせいたします。

V-3 ご意見・ご要望等

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、桜井小学校放課後キッズクラブまたは運営法人 公益財団法人よこはまユースまでご相談ください。

【受付担当者】

桜井小学校放課後キッズクラブ：045-893-0445

運営法人 公益財団法人よこはまユース：045-662-7646



放課後キッズクラブ よくあるご質問



Q1

保護者が短時間での就労でキッズクラブの利用は16時までの予定ですが、すすく【区分2】ではなく、わくわく【区分1】の登録でも問題ありませんか。

A1

保護者の方が就労していても、わくわく【区分1】の登録は可能です。
ただし、わくわく【区分1】は「遊びの場」として実施しているため、「生活の場」としての利用を希望する場合は、利用時間にかかわらず、すすく【区分2】への登録をお願いします。

Q2

病気やケガで長期間キッズクラブを利用しない場合でも、すすく【区分2】の利用料はかかりますか。

A2

すすく【区分2】の利用料は、利用の有無にかかわらず、月額で発生します。
なお、利用予定がない月がある場合は、わくわく【区分1】へ区分変更することで、利用料がからなくなります。

Q3

途中でキッズクラブの利用を辞める場合、必要な手続きはありますか。また、その場合に保険料や利用料の返金がありますか。

A3

キッズクラブの利用登録は年度ごとに行うため、退会の手続きはありません。
すすく【区分2】に登録している場合は、利用料の発生しないわくわく【区分1】への区分変更の手続きをお願いします。
また、保険料やすすく【区分2】の利用料は、年単位・月単位でのご負担となるため、利用をしなくなった場合でも返金できません。

Q4

わくわく【区分1】の利用を制限する日があるのはどうしてですか。保護者は働いているので、キッズクラブを使えないと困ります。

A4

わくわく【区分1】は「遊びの場」として実施しているため、気象警報発表時等、お子さんやキッズクラブの活動の安全面を踏まえて利用を制限する場合があります。
「生活の場」としての利用を希望する場合は、すすく【区分2】への登録をお願いします。

Q5

すすく【区分2】の登録に当たり、勤務時間・日数等に条件はありますか。

A5

就労時間、日数等に条件はありません。保護者の方が就労していることが確認できれば、すすく【区分2】への登録が可能です。

Q6 活動時間中に、宿題等の勉強を教えてもらうことはできますか。

A6

主にくすくす【区分2】のお子さんが自主的に宿題等の学習に取り組めるよう、活動時間中に学習の時間を設けるなどの環境づくりを行います。スタッフが学習の指導等を行いません。また、ご家庭において、保護者の方とお子さまでクラブにいる間の宿題等の学習にどのように取り組むかのお話をお願いします。

Q7 保護者が同意していれば、最終下校時刻後でも一人帰りができますか。

A7

キッズクラブでは、学校とも相談のうえ、お子さんの安全性を考慮し、お子さんだけで帰宅できる最終下校時刻を定めています。最終下校時刻以降は、保護者の方等のお迎えが必要となりますので、お手数をおかけしますがご協力をお願いします。

Q8 在宅勤務で保護者が家にいる場合でも、くすくす【区分2】への登録は可能でしょうか。

A8

在宅勤務の場合でも、就労証明書等、留守家庭児童であることが確認できる書類をご提出いただければ、くすくす【区分2】に登録いただくことができます。

Q9 民間学童や放課後児童クラブとの併用はできますか。

A9

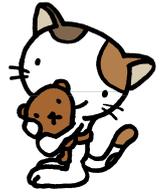
民間学童等との併用も可能ですが、キッズクラブを利用してから民間学童等を利用する際に民間学童等の職員がお迎えに来る場合は、お子さんの引き渡し方法について確認する必要があるため、まずは併用予定の民間学童等をキッズクラブへお知らせください。また、併用してご利用される場合でも、日々の出欠連絡等は、キッズクラブと民間学童それぞれに対し、保護者の方から行ってください。

Q10 こどもに障害や特性があっても利用できますか。

A10

キッズクラブでは、障害の有無にかかわらず、安全・安心に利用することができるよう、お子さんの特性に応じた支援等、可能な範囲で適切な配慮に努めています。ご利用を検討されている場合、まずは、キッズクラブまでご相談ください。

保険に関する Q&A



Q 1	保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？
A 1	はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになって います。必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 2	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡しても いいですか？
A 2	お子さまにお金を持たせることは、やめてください。 キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご 協力をお願いします。
Q 3	1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？
A 3	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する 場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 4	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金は返還し てもらえますか？
A 4	一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

令和8年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

<利用申込み>

チェック欄

利用申込（全利用区分、必須）		
保険料（全利用区分、必須）		
キッズかけはしシート（全利用区分、任意）		
すくすく【区分2A・B】に登録する場合		
※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。		
※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。		
保護者の状況	対象書類	
会社員、公務員等	就労（予定）証明書	
勤務予定者	※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労（予定）証明書遅延届」を添付してください。	
産休中及び育休中		
自営業	自営業者等申告書	
病気の方	病気・障害等申告書 +	
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類	
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類	
求職中の方	求職活動申告書	
在学中の方 (中学生・高校生除く)	学生証又は在学証明書	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書	
お子さんに食物アレルギーがある場合		
学校生活管理指導表（写）		
減免申請をする場合		
放課後キッズクラブ利用料減免申請書		
※次のうちいずれかの書類		
生活保護世帯	保護証明書	
	生活保護費支給証	
就学援助世帯	児童扶養手当証書	
	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ	
	就学援助費支給についてのお知らせ	
	就学援助認定通知	
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書	
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書	
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書	

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

※必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

⇒裏面は利用区分を変更する場合について

< 利用区分を変更する場合 >

チェック欄

利用区分変更申込（全利用区分、必須）

新たにすくすく【区分2A・B】に登録する場合（わくわく【区分1】⇒すくすく【区分2A・B】）

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労（予定）証明書遅延届」を添付してください。
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 +
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類
障害のある方	病気・障害等申告書 +
	身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書

減免申請をする場合

放課後キッズクラブ利用料減免申請書

※次のうちいずれかの書類

生活保護世帯	保護証明書
	生活保護費支給証
就学援助世帯	児童扶養手当証書
	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ
	就学援助費支給についてのお知らせ
	就学援助認定通知
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

※必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

※申込児童の保護者（その子供の親、または親に代わって養育している者）のものを提出してください。（用紙が不足する場合はこの用紙を複写して使用してください。）

横浜 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 様

【就労者記入欄】 就労者ご本人が記入する欄です。

就労者住所	横浜市〇〇区〇〇町△△△		
就労者氏名	横浜 花子	児童から見た続柄：	母
放課後キッズクラブ名	横浜	小学校放課後キッズクラブ	
申込児童氏名・学年 ※2人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	横浜 さくら	第 3	学年
	横浜 すみれ	第 5	学年
		第	学年

太枠内については、事業所に記入していただく欄です。

【事業所記入欄】

採用（内定）年月日	令和 ● 年 4 月 1 日から		
現在の雇用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 産前産後・育児休業中（ 年 月 日～ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始		
雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> その他（ ） ◆雇用契約期間が決まっている場合 → 年 月 日 契約終了 ◆契約更新予定 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定		
勤務先（派遣先）の名称	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 株式会社〇〇物産 横浜支店		
勤務先（派遣先）の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 横浜市△区△△町■一■ 勤務（派遣）先の電話番号 ●●●-●●●●		
就労状況	定例勤務時間の方		シフト勤務の方
	◆勤務時間	9 時 00 分 ～ 18 時 00 分	◆シフトと月の勤務回数を記入
	◆育児短時間勤務の場合の勤務時間	9 時 30 分 ～ 17 時 00 分	① 時 分 ～ 時 分 (月 回)
	◆勤務日数	平均 5 日/週	② 時 分 ～ 時 分 (月 回)
備考	※雇用契約期限がある方で、更新予定がある場合は更新予定期間を記入してください。 例) 令和●年10月1日～令和●年3月31日まで契約更新予定。		

契約更新予定が「有」の場合は、備考欄に更新予定期間をご記入ください。

育児短時間制度取得者については、通常の勤務時間に加え、育児短時間制度利用時の勤務時間を記入してください。

※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入ください。

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します。

本証明書をご記入いただいた日付を記入してください。

令和 ● 年 3 月 20 日

【証明欄】に代表者印等の押印は不要です。

(事業所所在地) 横浜市△区△△町■一■

(事業所名) 株式会社〇〇物産 本社

(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

(代表者職氏名) 関内 みなと

【保護者様】

赤枠の中をご記入のうえ、キッズクラブへ提出してください。

就 労（ 予 定 ） 証 明 書 提 出 遅 延 届

横浜小学校放課後キッズクラブ	令和 ● 年 ● 月 ● 日				
	住 所 横浜市中区本町6-50-10				
	申請者 (保護者) 氏 名 横浜 太郎				
	電 話 090-●●●●-●●●●				
保護者ごとに提出が必要です（父・母ともに遅延する場合はそれぞれ提出）	書を提出できませんが、取得手続きが済み次第、速やかに提出します。				
児 童 名 (学年)	横浜 一郎（3年）、次郎（1年）				
遅延の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 手続き中のため <input type="checkbox"/> 就労開始日以降に <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	<table border="1"> <tr> <td>勤務（予定）先名</td> <td>株式会社 横浜</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>045-●●●●-●●●●</td> </tr> </table>	勤務（予定）先名	株式会社 横浜	連絡先	045-●●●●-●●●●
勤務（予定）先名	株式会社 横浜				
連絡先	045-●●●●-●●●●				
提出見込 年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日 ※原則1か月以内にご提出ください。				

【同意欄】 次の注意事項を確認し、同意しました。

- 必要に応じて、勤務（予定）先に就労状況等の確認連絡をする場合があります。
- 提出見込年月日を過ぎても就労（予定）証明書の提出をいただけない場合、原則として、利用区分をわ

チェックボックスにチェックしてください。

自営業従事者等申告書

放課後キッズクラブ名 ()
 申込児童氏名・学年 ()

小学校放課後キッズクラブ)
 ・ 第 () 学年)

※自営業

事業所名		電話 () -	
代表者名		業種	
事業所所在地 (勤務場所)			
住居との関係	同一 ・ 同一敷地内別棟 ・ 居住外 ・ その他 ()		
事業開始年月日	年 月 日	営業時間	: ~ :
事業に従事 しない曜日	日・月・火・水・木・金・土	家人以外の 従業員	無・有 (人)

※就労時間

利用児童との続柄	就労時間	就労日数 (週平均)
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日
	: ~ :	週 日

※備 考

(宛先) _____ 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者
 上記のとおり相違ないことを申告します。

年 月 日 保護者氏名
(申告者)

(横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用)

病気・障害等申告書

放課後キッズクラブ名 ()
 申込児童氏名・学年 ()

小学校放課後キッズクラブ)
 ・ 第 学年)

※該当する方全員

該当する項目に記入してください。	利用児童との続柄					
	病 気	病名				
		状況	・入院 ・通院	・寝たり起きたり ・寝たきり	・入院 ・通院	・寝たり起きたり ・寝たきり
		病院名				
		期間	年 月 日～	年 月 日	年 月 日～	年 月 日
		通院・往診状況	(通院) 月・週 (往診) 月・週	回 回	(通院) 月・週 (往診) 月・週	回 回
	看護 ・ 介護	病人・障害者氏名 (続柄)				
		病名・障害名				
		状況 (入院・通院等)				
		病院・施設名				
	障害者	付き添い期間		月・週 日 時 分～	月・週 日 時 分～	
		手帳名				
		障害名				
出産	出産 (予定) 日		年 月 日	年 月 日		
	備考					
(宛先) _____ 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 上記のとおり相違ないことを申告します。 年 月 日 保護者氏名 (申告者)						

※「出産」については、原則として、出産 (予定) 日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。(多胎妊娠の場合は、出産 (予定日) の前14週間、後8週間となります。)

(横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用)

求職活動申告書

年 月 日

_____ 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

私は求職活動を行い、就労する予定であることから、_____ 小学校放課後キッズクラブの
 すくすく【区分2A・B】への登録を希望します。すくすく【区分2A・B】に登録後、就労した際
 には、速やかに就労（予定）証明書を提出します。

なお、放課後キッズクラブ利用登録日から3か月以内に就労を開始できない場合は、すくすく
 【区分2A・B】からわくわく【区分1】へ変更することに同意します。

【求職活動者】 住所 _____
 氏名 _____
 児童名 _____
 児童との続柄 _____

求職活動の状況については次のとおりです。（□欄をチェックして必要事項を記入してください）

現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 求職活動中 ・ 求職活動の開始時期 年 月 ・ 活動の内容 <input type="checkbox"/> 週 ・ <input type="checkbox"/> 月 日程度 <input type="checkbox"/> ハローワークへ <input type="checkbox"/> 自分で 【現在 社申請】 <input type="checkbox"/> 児童が放課後キッズクラブ利用登録後、求職活動開始予定
希望職種	
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他（ ）
希望勤務時間	平日：午前・後 時 分～午前・後 時 分（実働 時間） 土曜：午前・後 時 分～午前・後 時 分（実働 時間）
希望勤務日数	<input type="checkbox"/> 週 日（ <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日） <input type="checkbox"/> 1か月の勤務日数 日

※就労後、すみやかに放課後キッズクラブへ就労（予定）証明書を提出してください。

※求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。

（横浜市・放課後キッズクラブ利用申込書用）

放課後キッズクラブ利用料減免申請書

年 月 日

_____ 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

住 所 _____

保護者氏名 _____

次のとおり放課後キッズクラブの利用料の減免を申請します。

(ふりがな) 児童氏名		学年	年生
<p>提出書類 (該当する書類 に○をしてくだ さい。)</p>	<p><u>生活保護世帯</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費支給証 ・保護証明書 <p><u>市民税所得割非課税世帯</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書 ・市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書 ・給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書 <p><u>就学援助世帯</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 ・就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ ・就学援助費支給についてのお知らせ ・就学援助認定通知 		
<p>確認事項</p>	<p>虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。 また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。</p>		

放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

年 月 日

小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者

住 所 _____

保護者氏名 _____

利用料減免の適用対象から外れたため、次のとおり申告します。

(ふりがな) 児童氏名		学年	年生
利用料減免の 適用外の理由	1 生活保護世帯ではなくなったため 2 就学援助世帯ではなくなったため 3 市民税所得割非課税世帯ではなくなったため 4 その他 ()		
事由発生月	令和 年 月		

※事由発生月の翌月から減免が適用されなくなります。

(横浜市・放課後キッズクラブ用)

(記入例)

放課後キッズクラブ 2026 年度 キッズかけはしシート

児童氏名 横波 花子	学年 1年生
---------------	-----------

放課後キッズクラブに新しく入会される新1年生のお子さんがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるよう、ご家庭での様子を教えてください。面談等で使用させていただきます。

【お子さんの様子】

お子さんが好きなこと、得意なこと (どういった場面で得意なことが発揮されるか)	本を読むことやぬりえが好きです。
お子さんが苦手なこと、助けを必要とすること、困ったときの様子 (家庭でどのような対応をしているか、どうやったら心が落ち着くか)	大きな声や大きな音が苦手です。 苦手なおともだちがいると黙ってしまうことがあります。
保護者の方から見たお子さんの性格	おとなしいが優しい性格。自分の意見を主張することは苦手。
お子さんがキッズクラブで過ごすために心配なことはありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない

「お子さんがキッズクラブで過ごすために配慮してほしいこと、気を付けてほしいことがありますか」の問いに、「ある」と回答された方は以下のシートへの記入をお願いします。

※「ない」と回答された方は記入不要です。

気を付けてほしい内容	<input checked="" type="checkbox"/> 対人関係 <input checked="" type="checkbox"/> 生活習慣(トイレ・食事・着替え等) <input type="checkbox"/> 過ごす環境 <input type="checkbox"/> その他
ご家庭でのサポートの様子 (お子さんが安心して過ごせる方法)	音が大きい遊び場などへ行くときは様子を見ながらにしています。 トイレについて心配なときがあり、おむつをつけることもあります。
保護者の方の協力を得ながら行ってきたこと	3歳の時に、一度発達について〇〇へ相談に行ったことがあります。 トイレトレーニングは家でも行っています。
その他	保育園は少人数だったので、大人数で過ごすこと人不慣れです。困っていたら声をかけていただけるとありがたいです。

問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

桜井小学校放課後キッズクラブ TEL/FAX：045-893-0445

運営法人 公益財団法人よこはまユース TEL：045-662-7646 FAX：045-662-7645

ホームページ：<https://yokohama-youth.jp/kidsclub/>

横浜市栄区こども家庭支援課 TEL：045-894-8434 FAX：045-894-8406